

全仏

ZENBUTSU



478

仏暦2545年 5月（2002年）
財団法人 全日本仏教会
JAPAN BUDDHIST FEDERATION



東京グランドホテルで開催された理事会（関連記事2頁）

バチカン枢機卿より
花まつりメッセージ
法律相談

理事會開催

三月二十九日午後二時から、東京グランドホテルで理事会が開催された。

森和久理事長を議長に、網野義紘、横山敏明の両師を議事録署名人に選出、議事に入った。

議案第一号「第二十五期事務総局人事について承認を求める件」

森議長より上程。西村事務総長が、第二十五期事務総局の職員人事について、原案を説明。原案通り承認された。

報告事項

① マヤ堂修復事業についての状況報告

櫻井国際文化部長より、上坂悟、本会派遣考古学者の、ネパールでの遺物返還作業の進行状況について報告された。次にマヤ堂修復事業篤志勧募の進行状況について報告された。

② 事務総局各部報告

小島同和推進部長より、平成十四年度の各同和研修会の日程が報告された。

渡邊社会部長より、三月二十六日開催の第十回仏教とマルチメディア研究会の内容、本会未加盟都道府県仏教会の加盟への働きかけの現況が報告された。

櫻井国際文化部長より、第二十二回世界仏教徒会議がマレーシアにおいて、本年十二月

九日～十三日開催される件、立正佼成会バングラデイシユ支部のWFBへの新加盟申請に際し、WFBから本会に問い合わせがあった件、(財)国際仏教興隆協会より、役員就任協力依頼の件、仏教ポケットカード領布開始の件が報告された。

事務総局職員一同のごあいさつ

今般、任期満了に伴い四月より事務総局が新たに発足いたしました。つきましては、全一仏教運動推進のために精進致す所存であります。何卒、今後の一層のご指導、ご鞭撻を懇願申し上げ就任のごあいさつと致します。

財団法人 全日本仏教会

事務総長	小林 正道 (浄土宗)	社会部長	壽山 良光 (高野山真言宗)
総務部長	櫻井 英幸 (曹洞宗)	国際文化部長	渡邊 宗徹 (臨濟宗妙心寺派)
財務部長	宮川 宏生 (浄土真宗本願寺派)	総務部次長	江口 智流 (真宗大谷派)
同和推進部長	小島 恵真 (真言宗豊山派)	財務部次長	奈良 慈徹 (日蓮宗)
		同和推進部次長	山本 観晃 (天台宗)
		社会部次長	福田 亮二 (真言宗智山派)
		国際文化部次長	入西 智彦 (浄土宗)
		財務部主事	江澤 みゆき

仏教とマルチメディア研究会

三月二十六日午後一時半から、明照会館会議室で、第十回仏教とマルチメディア研究会が開催された。

前回、委員に依頼された、各宗派のIT(情報技術)・インターネットなどの利用状況の



明照会館会議室で開催された研究会

アンケート結果が出席者より報告され、相互に質疑・情報交換が行われた。

また、携帯電話等を利用した次世代コミュニケーションについて、外部から講師を招いて研究会を開催したい旨、出席委員から要望が出された。

同和委員会

三月十一日午後一時半から、浄土宗宗務庁で、第八回同和委員会が開催され、委員長に出口芳演師(浄土宗)、副委員長に深澤信善師(曹洞宗)が選出された。

続いて今年度の研修会の日程について討議され、六月十七、十八の両日、同和推進担当者連絡会(大阪)。十一月八日、同和研修会(関西)。二月四日、加盟団体代表者同和研修会(関東)を開催することが決定された。

全国水平社

創立八十周年記念大会

三月一日午後一時から、京都会館を会場に、全国水平社創立八十周年記念大会が開催された。本会から小島恵真同和推進部長、三浦章興同次長が参加した。

約二千二百人の参加者のもと、大阪の太鼓集団『鼓色祭響』による演奏で開式。物故者・無名戦士慰霊の黙祷、水平社宣言の朗読に続き、組坂繁之部落解放同盟中央本部中央執行委員長が挨拶した。

次に大野昭則、部落解放同盟京都府連合会委員長代行が地元歓迎挨拶を行い、続く来賓挨拶は、荒巻禎一・京都府知事、榎本頼兼・京都市長(代読)、中野寛成・民主党部落解放推進委員長、土井たか子・社民党党首が行った。

松本治一郎賞が武者小路公秀氏に渡された後、全国の功労者、物故者百十七人が表彰され、記念ビデオの上映が行われた。

夕方から京都ホテルに会場を移し、記念レセプションが行われ、多くの参加者のもと盛会であった。

仏旗バッチ 2×4.5cm 500円
法輪バッチ 直径1cm 1000円

お申し込みは
全日本仏教会
財務部まで

茨城県仏教徒大会

三月十四日・水戸市県民文化ホール

三月十四日午前十時から、茨城県水戸市の県民文化ホールで、茨城県仏教徒大会が開催された。本会から西村事務総長、吉橋総務部長、倉澤財務部長、小島同和推進部長、渡邊社会部長、櫻井国際文化部長、江口財務部長、壽山社会部次長が参加した。

奥田俊亮茨城県仏教会副会長の開式の辞に続き、猪瀬寶山茨城県仏教会会長を導師に記念法要が行われ、参加者一同で三帰依文と般若心経が唱和された。続く式典では猪瀬会長の挨拶、大会宣言文の奉読に続き、本会西村事務総長が来賓挨拶を行った。

その後、宗教評論家のひろさちや氏が、「ご



講演する ひろさちや氏

水戸市県民文化ホールで開催された茨城県仏教徒大会



縁の世界」と題し講演を行い、人と人とのつながりや、仏に生かされるご縁の大切さありがたさを易しく説き、会場を埋めた聴衆は熱心に聞き入っていた。

また、会場入り口では全日本仏教会の展示頒布コーナーを設け、花まつりポスターなどの頒布受付を行った。

仏教ポケットカード

ポケットの中に入る、小さなやさしい法話カードを作成いたしました。多くの人々に仏さまの教えに親しんでいただき、明るく豊かな社会が取り戻せればと思います。各種の集まりの際や、玄関や受付にてご配布頂ければ幸いです。



大きさ
たて60mm×よこ100mm
2つ折り、4面

お申し込み方法

価格 百枚千円（百枚以上百枚単位で頒布）

お届け 郵便にて（郵送料は別途ご請求）

申込 必ずFAXかハガキでお願いします。

東京都港区芝公園四一七ー四 明照会館内

全日本仏教会財務部

電話 ○三ー三四三七ー九二七五

FAX ○三ー三四三七ー三三六〇

お支払 同封の請求書と振込用紙で郵便局か

らお支払い下さい。

カトリック・バチカン諸宗教対話評議会より

花まつりを祝うメッセージ

四月八日の釈尊降誕会（花まつり）に際し、全日本仏教会理事長宛に、カトリックバチカン諸宗教対話評議会長官、アリンゼ枢機卿から平和を願うメッセージが届けられた。

アリンゼ枢機卿は、本年一月二十四日、イタリア・アッシジで諸宗教指導者参加のもと開催された、ローマ教皇ヨハネ・パウロ二世の呼びかけによる「平和の祈り」の行事総責任者をつとめた。

* * *

親愛なる仏教徒の皆さん

今年も灌仏会にあたって、教皇庁諸宗教対話評議会を代表し心からのお祝いを申しあげます。世界中の仏教徒の皆さんが喜びに満ちた素晴らしい祝日を迎えることが出来るようお祈りしております。

今このお祝いの言葉を述べながらも去年の九月十一日に起こったあの衝撃的な出来事を思い出さずにはられません。

あの時以来、世界中の人々が未来に関して新たな恐れを抱いています。このような恐れの中にあって、未来に向けてより平和な世界の実現のため、希望を高くくみ、そしてこの希望に基づく文化を築き挙げるのは、善意あるあらゆる人々と共にキリスト教徒、仏教徒としてのわた

私たちの義務ではないでしょうか。

今日、わたしたちは高度に発展した技術社会に生きています。この事実、人間的価値観促進に関して様々な問題を提起します。このことについて皆さんと一緒に考えてみたいと思います。受胎の最初の瞬間から自然死に至るまでの各自の生命に対する権利は、人間的価値の中で疑いもなく最も重要なものの一つです。しかしながら、この生命に対する権利が、高度に進歩した技術に操作されると言う深刻なパラドックスともなっていると考えるべきです。このようなパラドックスは「死の文化」を作り出すまでになっています。そこでは、中絶や安楽死、または生命そのものに関する技術的実験行為が、あるところではすでに、また他のところではこれからの法的にも認可されるだろうという事態にまで発展しています。

何のともない無防備な生命や回復の希望のない病に犯された生命を死に追いやるような「死の文化」と、何千という罪なき人々を虐殺するというあの九月十一日のテロリズムとの間に何らかの相関関係を見出すことが出来るのではないのでしょうか。双方とも人間の生命についての概念に起因するものです。

仏教の教えや伝統は、ありとあらゆるもの、たとえ何の意味もないように見えるものをも尊重しています。何の価値もないようにみなされるものに対してもこれほどの配慮を示すのであれば、わたしたちキリスト者が、神ご自身の似姿として創造されたと信じる人間に対してはどれほどの尊敬を抱くことでしょうか。人間の尊厳とその権利は、確かに近年カトリック信者たちが関心を示す最も重要な問題です。生命の権利が、自然死に至るまで完全に保護され、かつ、人間の尊厳に相応しい具体的な生き方が出来るための必要条件が、すべて整えられるような「生命の文化」をカトリック信者と仏教徒は、共に手を携えて築き上げるべきです。これこそ「死の文化」を阻止し打ち破るための方策だと思えます。

人間の生命に対する尊敬は、社会的な現実となる以前に人々の心の中にこそはぐくまれるものだというのが、わたしたちの共通の確信です。ここでわたしは、おそらく、自分たち自身が目の当たりにしたあの悲劇的な出来事に躓き、最もその心を痛めている若者たちに特別な注意を向けてみたいと思います。生命の尊重に向けての若者たちの教育は今日最も急を要する事柄の一つです。青少年たちの間で確固たる倫理的確信や生命の文化が何よりも価値をもつようにするために、若者たちの教育についてわたしたちはそれぞれの宗教団体を通じて分かち合いをすることが出来るでしょう。社会全体の中に生命の文化と倫理がなによりも大切

にされるようになって、はじめて生命尊重の原理が社会の中にも法制度にも根づくのを期待することが出来るのです。

親愛なる仏教徒の皆さん、これが今年皆さんと分かち合った思いです。すべての人びとにとってより平和で幸福な世界をもたらすだろうとの希望をもって、共に未来に目を向けましょう。灌仏会おめでとうございます。

二〇〇二年四月八日 バチカンにて、

教皇庁諸宗教対話評議会

議長 フランシス・アリンゼ枢機卿

戒名・法名リーフレット

一部百円。頒布ご希望の方は、FAXまたはハガキで、
①氏名、②一般と寺院の別、
③希望部数、④住所・郵便番号、連絡先電話番号を明記して本会総務へお申し込み下さい。（送料・梱包料は別途）
請求。同封の振り込み用紙でお振り込み下さい。

申込先 東京都港区芝公園

四一七―四

明照会館内

全日本仏教会総務

FAX 〇三―三四三七―三六〇

法律相談室

地主の優先買受権について

回答 本会顧問弁護士

長谷川 正浩

(問) 先日門前の土地の借地人のことについてお尋ねしました。裁判所から借地人の建物について競売になった旨の通知がきましたので、この法律相談室にお尋ねしました(全仏誌二〇〇二年一月一日号)。三つの方法があるとのことだと思案しておりましたところ、今回この建物を競売したと云ってきた人がいます。この方は、自分がこの建物を競売して所有者になったので、借地権の譲渡について承諾してほしいと云ってきました。どうしたら良いでしょうか。門前の土地なので、この借地権を寺のものとして今後境内地として利用したいと思いい、総代会でも決議して借地人の方の引越し先も確定した矢先でしたので困惑しております。

※ ※ ※

全 仏
(答) 借地権が賃借権であってその登記がしていない場合(ほとんどの借地権がこれです)には、競落人が建物を競売してもこの借地権の譲渡について地主の承諾を得なければ、借地契約を解除されてしまうおそれがあります(民法第六二二

条二項)。ですから競落人が地主に対し承諾を求めにきたと云うことです。このときの承諾料の相場が借地権価格の二割であることは前に述べました(全仏誌二〇〇一年九月一日号)。ところが貴寺においては、この土地について今後は自ら境内地として使用したいというわけですね。となると簡単に競落人の求めに応じて借地権の譲渡を承諾することはできないというわけでしょう。

ところで右の承諾をどうかどうかは、全く地主の自由です。従って理由を告げないで、これを拒絶することもできます。しかし、地主が拒絶しますと競落人は、裁判所に対して地主の承諾にかわる許可決定の申立をすることができます。この場合、①買受代金納入後二ヶ月以内の申立であること、②競落人の信用や経済的能力を考慮して借地権の移転が地主に不利になる恐れがないこと、この二つの条件が満たされれば、地主の承諾にかわる許可決定(これを代諾許可と呼んでいます)を裁判所がすることになります(借

地借家法第二〇条)。代諾許可がなされる場合でも、裁判所は競落人に対し地主に財産的給付をするよう命じたり、借地条件を変更したりすることができます。ところが、これでは、貴寺の目的は達成されません。そこでどうするかです。競落人が右の代諾許可の決定を求めて裁判所へ申立をしてきたとき、この裁判所において地主は、裁判所で定められた期間内に自ら借地権とその建物を買い受ける旨の申立ができます(借地借家法第二〇条四項、第一九条)。この申立をすると裁判所は、相当の対価を決めて地主が買い取るべき旨の決定をしてくれます。これを地主の優先買受権といったり、先買権といったりします。相当の対価を裁判所が決めた以上は、これが高すぎる等と云って異議を云ったり、地主が買い受けるという申立を取り下げることは、できなくなりやすから注意しなければなりません。

この買い受け価格は、競落人が競落した価格ではなく、その建物と借地権の適正な価格ということになります。具体的には建物自体の適正な価格に借地権の適正な価格を加えて、地主の譲渡承諾料(借地権価格の一割が相場)を差し引いた額ということになります。

そこで貴寺の場合ですが、まず第一に競落人の借地権譲渡承諾の申出を拒絶します。そうすると競落人は裁判所に競落代金である買受代金納入後二ヶ月以内に、地主である貴寺の承諾にかわる代諾許可の申立を行うと思われれます。この申立は、

地主である貴寺に特別送達で通知がありますから、そのとき、すみやかに地主である貴寺が買い上げる旨の申立を裁判所に行つて下さい。そうすると裁判所がその対価を決めてくれますので、この金額を競落人に支払うことにより借地権付建物は貴寺のものとなります。そうした経過をたどったあと、もとの借地人には予定の引越し先に移ってもらいます。

この土地を境内地として利用し始めたから早速土地登記の地目を宅地から境内地に変更しておいて下さい。翌年からこの土地には固定資産税や都市計画税は課税されません。

無料法律相談室

全日本仏教会では、長谷川正浩弁護士による、本会関係者を対象とした無料法律相談室を開設しております。

相談内容は、寺院運営をめぐる諸問題、税務、一般民事等、ご自由です。相談をご希望される方は、必ず電話で予約をお願いいたします。

日時 原則として毎月第二・

第四木曜日

午後一時～

場所 明照会館

(東京都港区芝公園四一七四)

予約 全日本仏教会社会部

〇三―三三四三七一―九二七五

事務局録事

四月

- 三日 日蓮宗立教開宗慶讃大法要参列
- 九日 局内会議
- 十一日 法律相談室
- 十二日 「同宗連」総会
- 十六日 日蓮宗務院新庁舎落慶式出席
- 十八日 同和委員会
- 二十三日 ルンビニー委員会
- 二十四日 念法真教燈主就任式出席
- 法律相談室
- 二十六日 局内会議
- 三十日 信教の自由に関する委員会

人事

- 就任**
- 同和委員 富永慎秀 (浄土真宗本願寺派)
 - 総務委員 菅原 良 (浄土真宗本願寺派)
 - 総務委員 山階清隆 (高野山真言宗)
- 退任**
- 同和委員 岩本孝樹 (浄土真宗本願寺派)
 - 総務委員 富永慎秀 (浄土真宗本願寺派)
 - 総務委員 柏田良辯 (高野山真言宗)
- 哀悼**
- 平川彰氏 (全仏元副会長)
 - 三月三十一日死去
 - 東京大学名誉教授

ルンビニー園マヤ堂修復事業 篤志支援者御芳名

(社)全日本仏教婦人連盟様	金、壹百萬円
法融寺 那須公順様	金、十萬円
法清寺 奈良康明様	金、十萬円
光明寺 石上智康様	金、五十萬円
萬福寺 安本利正様	金、壹百萬円
照泉院 石川恒彦様	金、十萬円
龍泉寺 壽山良知様	金、十萬円
信松院 西村輝成様	金、壹百萬円
保壽院 藤原知徳様	金、十萬円
佛教大学 佛教青年会様	金、壹萬円
高福院 川島宏之様	金、老百萬円
妙高寺 吉橋勝寛様	金、五十萬円
慈眼寺 櫻井大乘様	金、五十萬円
慈眼寺 櫻井英幸様	金、五十萬円
西新井大師總持寺 濱野堅照様	金、五十萬円
浄運寺 野口善教様	金、十萬円
長慶寺 島田弘道様	金、十萬円
善林寺 真柄信雄様	金、五萬円
羅漢寺 水野和子様	金、十萬円
圓通寺 矢萩信顯様	金、式十萬円
金剛院 梅花講様	金、式萬円
實相寺 山田一眞様	金、十萬円
近龍寺 豊田英世様	金、十萬円
月鳥アレシ商会様	金、五十萬円
立正保育園様	金、十萬円
金、式十八萬六千円	
(四月十日現在・受付順)	
※篤志の振込先口座番号 (郵便振替)	
〇〇一三〇一六一三七六〇〇	
加入者名 (財)全日本仏教会	
ルンビニー園復興協力金と明記下さい	
※本件に関するお問い合わせ	
全日本仏教会国際文化部	
電話 〇三三四三七一九二七五	

花まつり新ポスター

本会が毎年頒布しております、花まつりのポスターのデザインを一新しました。価格は従来通り、一枚百円で、送料は実費ご負担下さい。着払。お申し込みは五枚以上で、本会財務部までFAX(〇三三四三七一三二六〇)あるいはハガキでお願いします。



(たて594mm×よこ420mm)

鑑真和上来日一二五〇年記念
前進座五月特別講演

天平の薨

推薦 (財)全日本仏教会
出演 嵐 圭史 他

日時 五月十六日(木)〜二十六日(日)

会場 三宅坂 国立劇場大劇場

料金 一等席 九八〇〇円
二等席 四〇〇〇円
三等席 二五〇〇円

申込 前進座東京営業所
〇四二二一九九一二八一

二〇〇二年五月一日発行
五月号 第四七八号

発行人 小林正道 発行所 財団法人 全日本仏教会

〒一〇五一〇〇二 東京都港区芝公園四一七―四
電話 〇三三四三七一九二七五